主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の理由は、別紙特別抗告申立書と題する書面記載のとおりである。

所論一、二は判例違反をいうけれども、論旨引用の判例(昭和六年六月一九日大審院判決、集一〇巻七号二八七頁)は本件に適切でなく、原決定がその確定した事実関係の下においては、本件につき、Aの判示所為が公然性を缺くものとしたのは相当であつて(昭和一二年一一月九日大審院判決、集一六巻二一号一五一三頁参照)、論旨は採用し難い。その余の論旨は憲法違反をいうが、その実質は事実誤認の主張に帰し、特別抗告適法の理由とならない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に則り裁判官全員一致の意見で主文のとおり 決定する。

昭和三四年一二月二五日

最高裁判所第三小法廷

保			島	裁判長裁判官
己	克	水	垂	裁判官
潔		橋	高	裁判官
_	修	坂	石	裁判官